

入学時に必要な手続きの概要と方法の説明

—— 中学校でかかるお金と就学援助制度を中心に

川口市立青木中学校 事務主査・柳澤 靖明



1. 中学校でかかるお金

学校納入金は、基本的に〈ゆうちょ銀行〉から毎月一定額を引き落とします。

まず、学校給食費があります。小学校より単価が上がり 1 食当たり 279 円の費用がかかります。引き落とされる口座は、小学校で登録していた金融機関（別紙「川口市学校給食費について」参照）と同じです（小学校が市外の方は別途申請が必要です）。基本的には教育委員会が事務をおこないます。

また、補助教材費や修学旅行費もあります。補助教材費とは、授業で使用するワークや実習材料を購入するためのお金です。遠足などの校外学習にかかる費用や生徒会費なども含めて集金します。修学旅行費は、その名の通り修学旅行にかかる費用です。1 年生で半分、2 年生で半分集金します。以下は、本年度のお知らせです。4 月中旬に来年度版を配付いたします。

【学年別引き落とし予定表】

1 年生

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
補助教材費	5,600	5,600	5,600	5,600	—	—	—	—	22,400
修学旅行費	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	32,000
手数料	10	10	10	10	10	10	10	10	80
合計	5,610	5,610	5,610	5,610	8,010	8,010	8,010	8,010	54,480

2 年生

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
補助教材費	4,000	4,000	4,000	4,000	—	—	—	—	16,000
修学旅行費	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	32,000
手数料	10	10	10	10	10	10	10	10	80
合計	4,010	4,010	4,010	4,010	8,010	8,010	8,010	8,010	48,080

※ 就学援助制度を利用している家庭は、修学旅行費の積み立てはありません（生活保護も同様）。

3 年生

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
補助教材費	5,800	5,800	5,800	5,800	—	—	—	—	23,200
手数料	10	10	10	10	—	—	—	—	40
合計	5,810	5,810	5,810	5,810	0	0	0	0	23,240

特別支援学級（修学旅行費は、1・2年生のみ）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
補助教材費	2,600	—	—	—	—	—	—	—	2,600
修学旅行費	—	—	—	—	8,000	8,000	8,000	8,000	32,000
手数料	10	—	—	—	10	10	10	10	50
合計	2,610	0	0	0	8,010	8,010	8,010	8,010	34,650

※ 3 年生のみ、12 月に卒業関連費（アルバム・文集代）6,770 円を引き落とします。

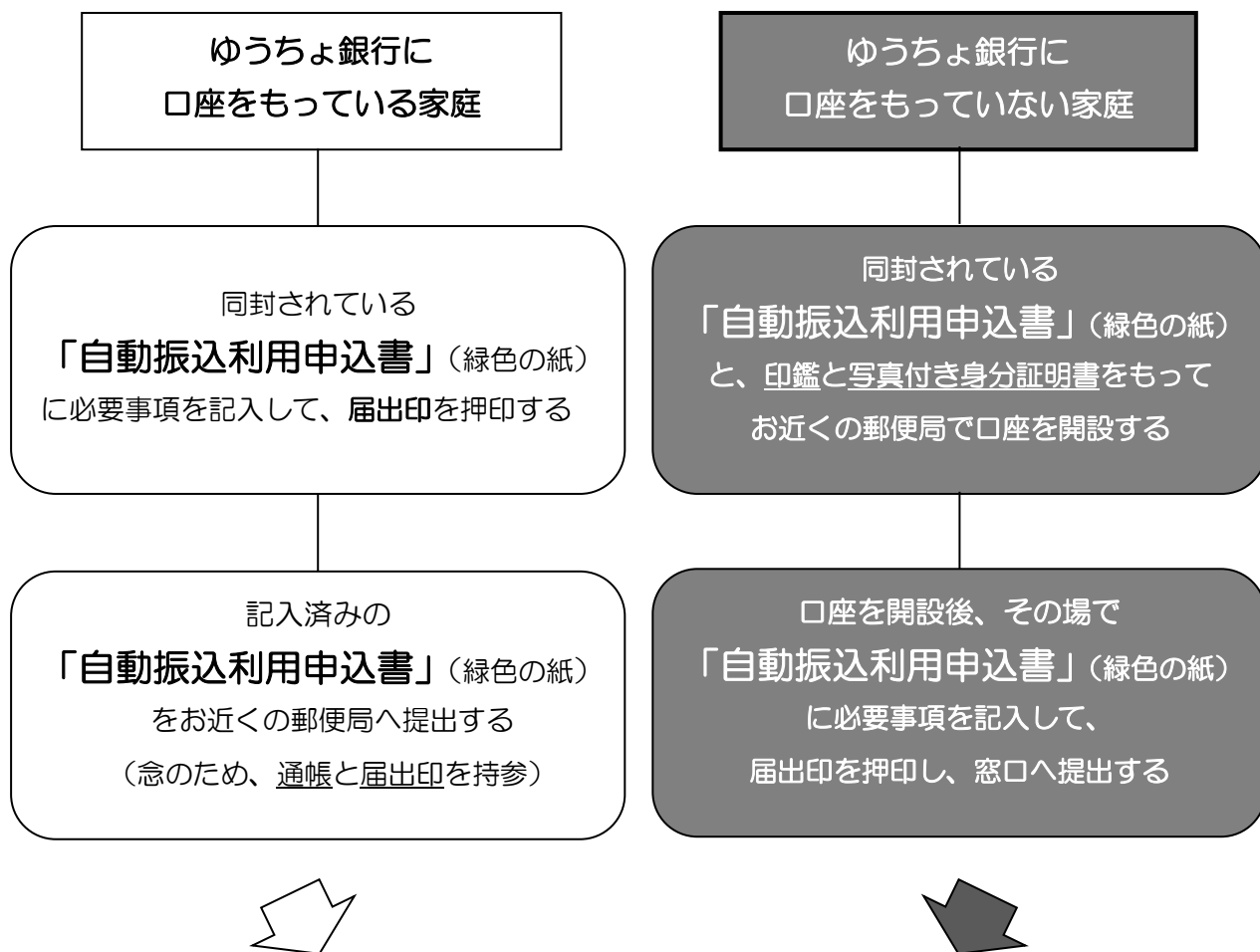
■振替日は、毎月 10 日（土日祝日の場合は翌営業日）

2. 入学前にしていただく手続き

補助教材費等の口座振替

青木中学校では、ゆうちょ銀行から口座振替による徴収を実施しています。

口座を開設していない方は新規で手続きをお願いします。在校生や卒業生がいる（いた）場合でも手続きは必要です。



この手続きを **2月24日（金）** までをお願いします

〈全国どこの郵便局でも手続きは可能〉

問い合わせ先：川口市立青木中学校（事務室 柳澤・飯塚：048-253-1371）



川口青木五郵便局

最寄りの郵便局



川口幸町郵便局

「自動振込利用申込書」記入例

お申込人（口座名義人）	おところ	郵便番号（ — ）			
	おなまえ	フリガナ			
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 — —			
	記号番号	1		0	
		記号		番号（8桁未満の場合は右詰めで記入し、その前後の空欄には「0」をご記入ください）	
		通帳に記載のある方のみご記入ください。		2枚目にもご捺印ください。	
▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あげてご記入ください。▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。					
払込先	加入者名	川口市立青木中学校			
	口座番号	00210 - 6 - 104774			
払込金の種別	払込開始月	5 年 5 月から	払込日	毎月 10 日	（再払込日 日） 土・日・祝日の場合は翌営業日
	該当の項目にレ印をつけてください。	☐ 電気料金 20	☐ 住宅使用料 25	☐ 授業料等 29	☐ 割賦代金 34
	☐ ガス料金 21	☐ 公庫償還金 26	☐ 購読料 31	☐ 税金 35	
	☐ 水道料金 22	☐ 育英会返還金 27	☐ 年金保険 32	☒ 30	
	☐ 電話料金 23	☐ 各種保険料 28	☐ 会 費 33		
▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。					
ご契約者	おところ	郵便番号（ — ）			
	おなまえ	フリガナ			
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 — —			
↓ 77 + お子様の名前をカタカナで記入 ↓					
備考	例)	77	ア	オ	キ タ ロ ウ
		日附印		印鑑欄	
		印鑑欄		受付	

お持ちの口座
or
開設した口座
情報

学割定期券購入のための通学証明書

登録住所から青木中まで交通機関を使用する場合で、学割定期券を購入するときは以下の手続きにより「通学証明書」を発行いたします。なお、証明書の受け渡しは、入学式後となります。

- ・ 証明書申請用紙の提出

市外の小学校へ在学している家庭

学校給食にかかる以下の手続きが必要です。

- ・ 学校給食申込書の提出
- ・ 学校給食費支払いのための口座登録

3. 就学援助制度について

川口市では、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送ることができるように学校生活で必要なお金（学用品費・学校給食費・修学旅行費等）の全額、または一部を援助しています（就学援助制度）。

具体的な援助額

全学年共通で学用品費の援助、また支払いが免除（学校給食費等）という形の援助もあります。学用品費や修学旅行費などの援助額を合算すると年間で以下の額になります。

1 年生：約 118,000 円（学校給食費・新入学用品費・学用品費）

2 年生：約 75,000 円（学校給食費・学用品費・水上自然教室食事代）

3 年生：約 136,000 円（学校給食費・学用品費・修学旅行費）

申し込みの条件

川口市に住所がある保護者であれば、**だれでも・いつでも**申し込みできます。

学校の事務室または、教育委員会指導課の窓口で申請書を配付しています。

青木中や川口市のウェブサイトからでも申請書はダウンロードができます。

※ 青木中の事務室へ連絡いただければお子様を通じて、
または郵送で申し込みいただくことも可能です。

利用の基準

家族全員の所得と認定基準（めやす）を比較し、基準以下程度の所得であれば利用できます。

親 1 人（30 歳）・子 2 人（小学生・中学生）の家族構成——

■ 年間所得（源泉徴収票で 2 番目に大きい額）310 万円以下程度

※ ほかの家族構成パターンなど、詳しくは別紙「就学援助のお知らせ」をご覧ください。

その他

ご家庭の**個人情報**は守られ、制度取扱者（学校職員や教育委員会担当者）以外に情報が開示されることはありません。また、制度利用にあたり**ご家庭やお子様**が**不利益**を被ることもございません。安心してご利用ください。